附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第二十条の規定は、平成三十年一月一日から施行する。

（配当等に対する所得税の軽減又は非課税の規定の適用を受ける者の届出等に関する経過措置）

第二条　第六条第七項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年の翌年一月一日（施行日が平成二十九年一月一日である場合には、同日。以下「適用開始日」という。）以後に支払われるべき同項に規定する外国預託証券に係る同項に規定する剰余金の配当について適用する。

（外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の納税の猶予の特例に係る納税の猶予の申請書類に関する経過措置）

第三条　施行日から平成二十九年三月三十一日までの間における第十六条の規定の適用については、同条の表第二号の項中「第六十八条の八十八第二十二項第一号」とあるのは「第六十八条の八十八第十八項第一号」と、「同条第二十五項」とあるのは「同条第二十一項」とする。

（外国居住者等の内部取引につき外国法人の内部取引に係る課税の特例の適用がある場合等の納税の猶予の特例に係る納税の猶予の申請書類に関する経過措置）

第四条　施行日から平成二十九年三月三十一日までの間における第十七条（内国法人及び外国法人である外国居住者等に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条の表第二号の項中「第六十六条の四第二十一項第一号」とあるのは「第六十六条の四第十七項第一号」と、「第六十六条の四の三第十一項」とあるのは「第六十六条の四の三第十一項」と、「第六十七条の十八第十三項」とあるのは「第六十七条の十八第十項」と、「第六十八条の百七の二第十項」とあるのは「第六十八条の百七の二第十三項」と、「第六十八条の八十八第二十二項第一号」とあるのは「第六十八条の八十八第十八項第一号」と、「同条第二十五項」とあるのは「同条第二十一項」と、同表第三号の項中「第六十六条の四第二十一項第三号」とあるのは「第六十六条の四第十七項第三号」と、「第六十六条の四の三第十一項」と、「第六十七条の十八第十三項」とあるのは「第六十七条の十八第十項」と、「第六十八条の百七の二第十三項」とあるのは「第六十八条の八十八第十八項第三号」とあるのは「第六十八条の八十八第二十二項第三号」とあるのは「第六十八条の八十八第十八項第三号」とし、施行日から同年十二月三十一日までの間における同条（居住者及び非居住者である外国居住者等に係る部分に限る。）の規定の適用については、同表第二号の項中「第四十条の三の三第十六項第一号」とあるのは「第四十条の三の三第十二項第一号」と、「第四十一条の十九の五第十三項」とあるのは「第四十一条の十九の五第十項」とする。

（法第三十九条に規定する国税庁長官の通知に関する経過措置）

第五条　施行日から平成二十九年三月三十一日までの間における第十九条第一項第五号の規定の適用については、同号中「第六十六条の四第二十一項第三号」とあるのは、「第六十六条の四第十七項第三号」とする。

（所得税法施行規則の一部改正）

第六条　所得税法施行規則の一部を次のように改正する。

別表第三㈢の表の備考12中「受ける者」の次に「（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第2章の所得税の非課税に関する規定の適用を受ける者を含む。）」を加える。

別表第三㈣の表の備考25中「受けるもの」の次に「（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の軽減又は非課税に関する規定に該当するものを含む。）」を加える。

別表第四㈠の表の備考3⑼、別表第四㈡の表の備考3⑼及び別表第四㈢の表の備考3⑻中「受けるもの」の次に「（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の軽減又は非課税に関する規定の適用を受けるものを含む。）」を加える。

別表第五㈠の表の備考2⒀、別表第五㈢の表の備考2⒀、別表第五㈣の表の備考2⑽、別表第五㈤の表の備考2⑾及び別表第五㈦の表の備考2⒀中「受けるもの」の次に「（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の軽減又は非課税に関する規定により軽減され、又は非課税とされるものを含む。）」を加える。

別表第五㈤の表の備考2⑻中「免除」を「軽減又は免除」に、「もの」を「もの（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の軽減又は非課税に関する規定により軽減され、又は非課税とされるものを含む。）」に改める。

別表第五㈩の表の備考2⑺、別表第五十八の表の備考2⑸及び別表第五十九の表の備考2⑼中「もの」の次に「（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の非課税に関する規定により非課税とされるものを含む。）」を加える。

別表第五二十の表の備考2⑸及び別表第五二十一の表の備考2⑺中「もの」の次に「（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の軽減又は非課税に関する規定により軽減され、又は非課税とされるものを含む。）」を加える。

別表第五二十二の表の備考2⑺及び別表第五二十三の表の備考2⑻中「もの」の次に「（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の非課税に関する規定により非課税とされるものを含む。）」を加える。

別表第五二十八の表の備考2⑼11中「もの」の次に「（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の軽減又は非課税に関する規定により軽減され、又は非課税とされるものを含む。）」を加える。

（所得税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条　前条の規定による改正後の所得税法施行規則（以下「新所得税法施行規則」という。）別表第三㈢及び別表第三㈣に定める書式は、適用開始日以後に所得税法第二百二十条の規定により添付する同条に規定する計算書について適用し、適用開始日前に提出した当該計算書については、なお従前の例による。

2　新所得税法施行規則別表第四㈠から別表第四㈢までに定める書式は、適用開始日以後に所得税法第二百二十四条第二項の規定により提出する同項に規定する告知書について適用し、適用開始日前に提出した当該告知書については、なお従前の例による。

3　新所得税法施行規則別表第五㈠、別表第五㈢、別表第五㈤から別表第五㈦まで、別表第五㈨、別表第五十八から別表第五二十三まで及び別表第五二十八に定める書式は、適用開始日以後に所得税法第二百二十五条第一項の規定により提出する同項に規定する調書について適用し、適用開始日前に提出した当該調書については、なお従前の例による。

4　新所得税法施行規則別表第八㈢に定める書式は、適用開始日以後に所得税法第二百二十八条第二項の規定により提出する同項に規定する調書について適用し、適用開始日前に提出した当該調書については、なお従前の例による。

5　前各項に規定する書式は、当分の間、前条の規定による改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める計算書、告知書又は調書に、新所得税法施行規則別表第三㈢、別表第三㈣、別表第四㈠から別表第四㈢まで、別表第五㈠、別表第五㈢、別表第五㈤から別表第五㈦まで、別表第五㈨、別表第五十八から別表第五二十三まで、別表第五二十八及び別表第八㈢に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。